令和６年度第１２回神石高原町農業委員会総会議事録

開　会	事務局長	ただいまから令和６年度第１２回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		（会長挨拶）
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが、本日の欠席者は[redacted]番[redacted]委員、[redacted]番[redacted]委員以上２名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により在任委員数１４名中出席者は１２名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第３条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議　長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。[redacted]番[redacted]委員、[redacted]番[redacted]両委員にお願いします。
議案第１号	議　長	それでは議事に入ります。議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
	議　長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。３－３９の案件につきまして、[redacted]推進委員さんお願いします。
	[redacted]番	[redacted]地区担当の[redacted]です。受付番号３－３９について報告します。場所は[redacted]から[redacted]に[redacted]ほどの場所にあります。3月２２日に[redacted]委員と申請人の[redacted]さん、[redacted]さんがご一緒してくださって、さらに[redacted]さんも同行されて調査を行いました。本件は空き家バンクの付帯農地になります。申請人の[redacted]さんが[redacted]から最近購入した今の建物のほうに[redacted]と一緒に越して来られて、現在お住まいになっています。この冬水道管が破裂してしまったということで、ここ数日は[redacted]ほうから通われていたみたいですが、現在お住まいになっております。１２月に転用の申請があった[redacted]さんのところのお宅ですが、航空写真はまだ反映されてないんですが私有道に転用されるということで、そちらのほうは地目の変更は終わっていまして、それによって残ったような土地があり狭小で法面のようなところもあります。当面は自家消費用の作物の栽培に利用するということでした。この春から農協が主催の農業塾のほうに通われて学ばれるということも伺っています。この農地はもとの持ち主の[redacted]さんがギリギリまで草刈り等で管理されていましたので、狭小のものや法面になっているもの含めてすぐ耕作できる状態になっています。周辺に隣接する農地もありますけども、こちらは残念ながら耕作をやめられるところがほとんどです。周辺への影響はないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

	議　長	続きまして、３－４０、３－４１の案件につきまして、[redacted]推進委員が本日欠席でございますので、私のほうから報告をさせていただきます。
	[redacted]番	先ほど事務局のほうから説明がありましたように、３－４０、３－４１両案件とも、このたび町のほうで[redacted]線の拡幅工事にあたりまして土地買収が行われ、土地が分割されたことにより両サイドが残るという状況がありましたので、上下の田んぼが両サイド残ったものを交換して基盤整備をして１枚にし、おのおのが耕作をするというやり方で今回交換されたようです。ただ数字を見ていただきますと３－４０のほうは[redacted]㎡ありますが、３－４１のほうは[redacted]㎡と面積の格差がありますが、これにつきましては[redacted]さんのほうが家に近いほうをもらうということで余分な面積を提供して合意に達したということです。[redacted]さんは事業をされております関係上、[redacted]に住所をおかれていますが、実際には[redacted]に居住をされておりますので今後の耕作については問題ないと思いますし、[redacted]さん、[redacted]さんともに[redacted]の構成員ということで、[redacted]がすべて耕作されているという状況でございます。[redacted]がございますが、これは家庭菜園として[redacted]さんが現在耕作をされていたものを、[redacted]さんのほうが譲り受けられるということで、現在畑として活用されておりますので何ら問題ないものと見させていただきました。よろしくお願いいたします。
	議　長	続きまして、３－４２の案件につきまして、[redacted]推進委員さんお願いします。
	[redacted]番	[redacted]地区担当の[redacted]です。受付番号３－４２について報告します。場所は[redacted]より[redacted]へ[redacted]位の場所にあります。申請書は農地の所有権移転の申請です。３月１７日に[redacted]農業委員と申請者の代理人の[redacted]さん同行のもと現地調査しました。先ほども説明がありましたように、申請者であります譲渡人は父から相続した土地で、現在[redacted]に居住されており遠方で耕作困難なため譲渡するとのことでした。譲受人のほうは譲渡人が所有されている土地、建物をすべて譲り受けて、建物の横にある申請地で耕作するということです。譲り受け前から家庭菜園としてトマト栽培をされていましたが、申請地の竹の根を重機で掘り起こして耕作できるように整地されています。所有権移転をされても何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議　長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	[redacted]番	３－４２についてお聞かせください。非農地認定されておりますけど、課税台帳では山林になっているんですか？それを耕作できるようにされたということで、台帳は畑に戻したんでしょうか？
	事務局長	農地パトロールにおいて非農地判定はしているんですが、まだ総会で承認していただいておらず、まだ整理ができていなかった農地で課税上も畑となっております。
	[redacted]番	この譲り受けた[redacted]さんはその畑で何を植えられる予定なんでしょうか？

	事務局長	作付けの予定ですが、申請によりますと、ジャガイモ、サツマイモ、キュウリ、トマト、メロン等を作付けされる予定で計画を出されております。
	議　長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第２号	議　長	続きまして、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
	[redacted]番	[redacted]番地の農地ですが、[redacted]㎡に太陽光が設置されているんですけど、これはいつ承認したんですか？そのうちの[redacted]㎡が太陽光発電装置の申請をされていますが、どういうことでしょうか？
	事務局長	当初[redacted]年[redacted]月[redacted]日付けで許可のほうを出しております。３年が一時転用の限度期間になりますので、３年おきに更新をされております。前回も３年前の[redacted]年にされております。
	議　長	現地報告をする前に質問が出ましたので、４－８の案件につきまして、私から報告します。
	[redacted]番	３月１７日に現地調査を実施しました。先ほど事務局から申し上げましたように、これが第３回目の一時転用の更新でございます。椎茸のホダ木に駒を植えこんで１年間は近くへあります山林の中へ置いておいて、芽が出たら施設の下へ移動するというやり方をとっておられます。品種的には肉厚の収穫期間が短いもので、ホダ木１本当たり 120g×２で 250g 位しか採れない品種のようでございます。大半は自家消費や近所へ配ったりされているようです。質的には問題ないですし、周囲をネットで囲んで、夏場は毎日上から水かけをするというようなやり方でされておりますので問題ないのかなという見方をしております。先ほど質問がありました、太陽光の一時転用につきましては、パイプを打ち込んでおりますがパイプを打ち込んである面積だけの一時転用で、それ以外は椎茸栽培をしているということです。ですから[redacted]㎡位にしかならないんです。今法律が変わりまして認定農業者が営農型太陽光発電をする場合は、10 年に１回の更新でいいよという特例がありますが、それ以外は３年ごとの更新になります。３年ごとに審査をして十分な成績を上げられていなかったり、収穫が全然なかったよという場合は撤去勧告をしなさいという制度になっております。これは特に１種農地対策です。２種農地でしたら最初から太陽光発電として地目変更すればいいんですが、１種農地の場合それができないので一時転用という形でやられています。昨日テレビでやっていましたが、全国の農地の 16.8%に太陽光発電施設をしたら国内の電力はすべてまかなえるよという話しも出ておりましたが、この太陽光発電については当初はあまり規制がなかったんで

		すが、年々営農型太陽光発電の設置が増えるのに従いまして、たくさんの制約ができています。安易にこれに取り組むと後々大変だなという位書類の提出等がいるということはお含みおきいただきたいと思います。近年では[redacted]や[redacted]で[redacted]の栽培が膨大な面積で出ています。今後もこの営農型が全国的に増える可能性があるという見方もされておりますが、農業委員会からすればあまり賛成はしたくないというような内容のものです。以前は高さ制限がなかったんですが、今は低いもので2m以上で、下で農機具を入れたり作業が容易にできるスペースをとらないといけないということで、高さ制限等も厳しく言われるようになりました。
	議　長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議　長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第3号	議　長	続きまして、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
	議　長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。５－14の案件につきまして、[redacted]推進委員さんお願いします。
	[redacted]番	[redacted]地区担当の[redacted]です。受付番号５－14について報告します。場所は、[redacted]から[redacted]へ[redacted]位の場所にあります。３月２１日に[redacted]農業委員と現地調査しました。 貸出人の[redacted]さんに電話したところ、委任を受けました。借受人についても、電話にて委任を受けました。地目は畑ではありますが、何年も作付けがされておらず、木がけっこう大きくなっています。３か月間の一時転用ということで[redacted]地区において変電所建設に先立ち、設計・施工に資する地盤調査としてボーリング調査の設備設置、運搬路として使用するためであり、何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議　長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	[redacted]番	変電所を設置するということですが、基はどこから引かれるのですか？
	事務局長	まだ、変電所にする転用の申請は提出されていないので、具体的な計画についてはまだ明らかではないのですが、今回の申請地の面積だけではできないということで、その周辺の山林等、農地以外の土地についても整備されるというように聞いています。どこから引かれるかということは具体的な計画書が提出されていないので、お答えはできません。
	[redacted]番	現在の高圧電線の位置を変えるように模索している段階でしょうか？地域住民の方には、関心のある事業であると感じます。

	事務局長	正式な申請が提出された段階で、住民への影響等もあると思われますので、申請の際に十分協議をして受け付けたいと思います。
	議　長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第４号	議　長	続きまして、議案第４号「非農地証明申請について」を議題とします。 説明をお願いします。
		（事務局説明）
	議　長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。１－７の案件につきまして、[redacted]推進委員さんお願いします。
	[redacted]番	[redacted]地区担当の[redacted]です。受付番号１－７について報告します。場所は[redacted]線と[redacted]線の交点から[redacted]方向へ行った場所にあります。３月20日に[redacted]農業委員と現地調査しました。申請人は[redacted]にお住まいになられているということで電話により確認いたしました。申請人につきましてはもう神石高原町に帰ってくる気はないということでした。申請地につきましては、平成[redacted]年くらいから20年以上耕作されず山林化しています。原状回復して農地として利用することは困難かと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議　長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	[redacted]番	航空写真に写っている建物については、誰も住まわれてなく廃墟ということですか？
	[redacted]番	ご両親が住まわれておられたらしいのですが、もう亡くられて現在お住まいになられてなく、申請人も３年以上帰っていないということです。現況写真に写っている草刈りがされている建物の周り等は、町内にお住いの親族の方が草刈りや除草剤の散布などされているということです。
	[redacted]番	残りの農地も非農地にならないのですか？
	事務局長	[redacted]の農地も申請されたのですが、現地確認を行ったところ空き家への入り口ということで、親族の方が草刈り等管理されているということで、今回その農地については、申請を取り下げていただきました。
	[redacted]番	空き家バンクには、登録されていないのですか？
	事務局長	空き家バンクについては確認していません。
	[redacted]	[redacted]さんの土地を[redacted]さんが相続されたということですか？
	事務局長	はい。相続をされてこの度申請されたということです。
	議　長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第４号「非農地証明申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。

報告第１号	議　長	続きまして報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
	議　長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議　長	無いようですので、以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後２時３５分

		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。 令和７年４月２８日
		[redacted] [redacted]番 [redacted]委員 [redacted]番 [redacted]委員